

犬に関する Q&A

Q1 「注射済票」は「鑑札」とは違うものですか？

A 別のものです。生後91日以上の子犬の飼い主は、住所地で犬の登録をし、その犬について鑑札の交付を受けなくてはなりません。

登録はその犬の一生に1回、飼い始めてから30日以内に行ってください。

注射済票は、狂犬病予防注射を受けたことを証明するもので、毎年1回の注射ごとに市に申請し、交付されるものです。

Q2 登録や狂犬病の予防注射を受けていない場合、その犬の飼い主に罰則などはありますか？

A 登録されていない犬、狂犬病の予防注射を受けていない犬、鑑札や注射済票を装着していない犬は、捕獲・抑留の対象となります。

また、「狂犬病予防法」により、飼い犬を登録していない飼い主や、飼い犬に予防注射を受けさせていない所有者は、20万円以下の罰金の対象となりますのでご注意ください。(狂犬病予防法：厚生労働省HPより)

Q3 犬の鑑札と注射済票をなくしてしまったら、どうすればいいの？

A 鑑札と注射済票は、迷い犬となった時に飼い主を探す目印となります。

再交付できるので、市役所本庁窓口（生活環境課）で再発行の手続きを受けてください。

○鑑札再交付手数料 1,600円/1頭

○注射済票再交付手数料 340円/1頭

Q4 おとなしく外に出ない犬なので、注射しなくてもいいですか？

A 法令違反です。いくらおとなしい犬でも、小さくても、老犬でも、人をかむことがなくても必ず狂犬病注射を受けなければなりません。

同様に、すべての犬の登録を行わなくてはなりません。

Q5 動物病院で注射をしたら「狂犬病予防注射済証」をもらいました、どうすればいいの？

A 動物病院などで受けた場合は、動物病院の発行する「狂犬病予防注射済証」を市役所本庁窓口（生活環境課）に持参し、「注射済票」の手続きを受けてください。「注射済票」の発行がされてはじめて注射をしたことになるので注意してください。※動物病院で注射済票の交付を受けた場合は、発行手続きは不要です。

※ 飼い主のモラルが問われています。近隣や周囲の方に迷惑を掛けることなく、楽しく快適に愛犬、愛猫と暮らしましょう。